

令和7年第4回市会定例会 契約議案に関する説明資料

<目次>

市第70号議案 金沢区民文化センター（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の締結 1頁
市第71号議案 東部方面斎場（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の変更 3頁
公共工事設計労務単価等の改定に伴うインフレスライド条項の運用について 5頁
横浜市の工事請負契約に係る入札方式について 6頁

市第70号議案

金沢区民文化センター(仮称)新築工事(建築工事)請負契約の締結

1 工事名

金沢区民文化センター（仮称）新築工事（建築工事）

2 工事概要

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建
1棟 1,996.30m²

3 工事場所

金沢区瀬戸5,002番地の9

4 契約金額（税込み）

1,779,800,000円

5 完成期限

令和9年10月29日

6 契約の相手方

渡辺・根本建設共同企業体

<案内図>



<参考>入札てんまつ

金沢区民文化センター(仮称)新築工事(建築工事)

入札方式:一般競争入札(条件付)

総合評価落札方式(簡易型)

予定価格(税抜き:円)		調査基準価格(税抜き:円)					1,529,521,233	
入札参加業者		技術評価点	入札金額(税抜き:円)	評価値	再度入札金額(税抜き:円)	評価値	結果	
1	渡辺・根本建設共同企業体	120.0	1,680,000,000	7.1428	1,618,000,000	7.4165	落札	

※太文字部分は、市内・中小企業

再度入札の試行について

公告において、再度入札の試行対象であることを示した入札案件の開札をした結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札）した者がなく、かつ、予定価格を超過した価格をもって入札した者がいる場合は、再度入札を行っています。

※ 評価値の算出方法

入札参加者が提出した技術提案、施工計画及び施工能力等に関する資料に基づき算出した技術評価点を、入札金額(税抜き)で除して算出。

$$\text{【評価値} = (\text{技術評価点} / \text{入札金額(税抜き)}) \times 100,000,000\text{】}$$

ただし、入札金額(税抜き)が調査基準価格(税抜き)を下回る場合は、技術評価点を調査基準価格(税抜き)で除して算出。

$$\text{【評価値} = (\text{技術評価点} / \text{調査基準価格(税抜き)}) \times 100,000,000\text{】}$$

市第71号議案

東部方面斎場(仮称)新築工事(建築工事)請負契約の変更

1 変更内容

変更項目	変更前	変更後	増減額
契約金額	12,551,000,000円	13,222,440,000円	671,440,000円

2 変更理由

工期内に賃金等の水準が著しく変動し、契約金額が不適当となるため、インフレスライド条項を適用することによる増

※ 関係条文（抜粋）

○ 横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月13日条例第5号）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により市議会の議決に付さなければならない
契約は、予定価格600,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

○ 市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日市会議決）

(6) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の1割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約
に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

<参考>本工事契約の状況

令和6年6月5日原案可決
令和6年8月9日一部変更専決（契約金額）
令和6年9月12日一部変更専決（契約金額）
令和7年2月13日一部変更専決（契約金額）

1 工事名

東部方面斎場（仮称）新築工事（建築工事）

2 工事概要

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

地下1階地上4階建	1棟	22,804.15m ²
(1) 火葬場部分		10,207.78m ²
(2) 葬祭場部分		2,389.64m ²
(3) 駐車場部分		10,206.73m ²

3 工事場所

鶴見区大黒町18番地の18

4 契約金額（税込み）

12,551,000,000 円

5 完成期限

令和8年12月25日

6 契約の相手方

大成・松尾・渡辺建設共同企業体

<案内図>



公共工事設計労務単価等の改定に伴うインフレスライド条項の運用について

1 背景

公共工事の設計に用いる労務単価は、国土交通省及び農林水産省の調査に基づき毎年改定され、本市が設計する公共工事にも使用しています。近年、労務単価が大幅に上昇したことを踏まえ、国土交通省は平成26年度から賃金等の急激な変動に対処するためのインフレスライド条項の運用を開始し、本市においても同様の措置を実施しています。

2 インフレスライド条項の運用

残工期が2か月以上ある工事について、契約の相手方からの請求により、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち、変動前残工事代金額の1%を超える額について変更します。

$$\text{変更金額（スライド額）} = P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)$$

P_1 ：契約金額から出来形部分に相応する金額を控除した額（変動前残工事代金額）

P_2 ：変動後の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額（変動後残工事代金額）

<参考> 横浜市工事請負契約約款（第26条第6項（インフレスライド条項））（抜粋）

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は請負人は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

横浜市の工事請負契約に係る入札方式について

1 入札方式

(1) 一般競争入札

発注する工事ごとに工事内容、入札参加の資格要件等を事前に公告し、広く入札参加者を募集して入札を行う方式です。平成18年度から原則として全ての工事を対象としています。

ア 一般競争入札（政府調達協定対象工事）

WTO（世界貿易機関）の「政府調達に関する協定」が適用される27億2千万円以上（令和6年4月から）の工事を対象とし、入札参加資格要件を満たしていると事前に確認された者により競争入札を行う方式です。なお、協定により、入札参加事業者の所在地の指定はできないとされています。

イ 一般競争入札（条件付）

政府調達協定対象以外の工事で、「所在地区分」や「施工実績」等の入札参加資格要件を設定し、入札を行った後、原則当該入札において最低額を提示した者に対して入札参加資格の確認を行う方式です。なお、この方式では、所在地の指定が可能なため、市内事業者を優先して発注しています。

(2) 指名競争入札

競争入札有資格者名簿に登載されている者の中から、発注する工事ごとに、選定基準を満たしている者を指名し、その者により競争入札を行う方式です。対象は専門性の高い工事などに限定しています。

2 落札者の決定

入札においては、原則、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者としますが、例外として、最低の価格を提示した者以外を落札者とする制度があります。

(1) 最低制限価格制度

予定価格の10分の9.5から10分の7.5の範囲であらかじめ設定した最低制限価格を下回る金額で入札を行った者を失格として落札者とせず、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする制度です。

(2) 低入札価格調査制度

（政府調達協定対象及び総合評価落札方式（※1）に適用）

予定価格の10分の9.5から10分の7.5の範囲であらかじめ設定した調査基準価格を下回る金額で入札を行った者について失格基準（※2）の確認やヒアリング等の調査を行い、契約の内容に適合した履行が可能であると確認できた場合には、当該入札者を落札者とし、履行がされないおそれがある場合には、落札者としない制度です。

※1 総合評価落札方式

価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式です。

本市においては、技術提案を求める「標準型」、技術提案の代わりに簡易な施工計画を求める「簡易型」、簡易な施工計画を求めず過去の工事成績等により評価を行う「特別簡易型」の3種類を実施しています。

また、平成26年度から工事目的物の性能、機能及び施工技術等に係る提案を求める「高度技術提案型」を試行しています。

※2 失格基準

入札者が提出した内訳書の金額と本市の積算をもとに算出した金額を比較し、入札者が提出した金額が下回った場合は、契約の内容に適合した施工がなされないと判断し失格とする基準。